

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
					円	円	円	円			円	円	円	円	円	円			
121人 から 130人 まで	設置	乳児	147,720	16,570	13,810	11,040	5,510	121人 から 150人 まで	設置	乳児	146,160	16,390	13,660	10,920	5,460				
		1, 2歳児	83,970	8,920	7,430	5,940	2,960			1, 2歳児	82,490	8,750	7,290	5,830	2,910				
		3歳児	36,260	3,570	2,970	2,380	1,180			3歳児	34,840	3,400	2,830	2,260	1,130				
		4歳以上児	29,890	2,810	2,340	1,870	930			4歳以上児	28,480	2,640	2,200	1,760	880				
	未設置	乳児	144,250	16,150	13,460	10,760	5,370		未設置	乳児	143,150	16,030	13,360	10,680	5,340				
		1, 2歳児	80,500	8,500	7,080	5,660	2,820			1, 2歳児	79,480	8,390	6,990	5,590	2,790				
		3歳児	32,790	3,150	2,620	2,100	1,040			3歳児	31,830	3,040	2,530	2,020	1,010				
		4歳以上児	26,420	2,390	1,990	1,590	790			4歳以上児	25,470	2,280	1,900	1,520	760				
131人 から 140人 まで	設置	乳児	146,990	16,480	13,730	10,980	5,480	141人 から 150人 まで	設置	乳児	146,330	16,400	13,670	10,930	5,460				
		1, 2歳児	83,240	8,830	7,350	5,880	2,930			1, 2歳児	82,580	8,750	7,290	5,830	2,910				
		3歳児	35,530	3,480	2,890	2,320	1,150			3歳児	34,870	3,400	2,830	2,270	1,130				
		4歳以上児	29,160	2,720	2,260	1,810	900			4歳以上児	28,500	2,640	2,200	1,760	880				
	未設置	乳児	143,770	16,090	13,410	10,720	5,350		未設置	乳児	143,320	16,040	13,370	10,690	5,340				
		1, 2歳児	80,020	8,440	7,030	5,620	2,800			1, 2歳児	79,570	8,390	6,990	5,590	2,790				
		3歳児	32,310	3,090	2,570	2,060	1,020			3歳児	31,860	3,040	2,530	2,030	1,010				
		4歳以上児	25,940	2,330	1,940	1,550	770			4歳以上児	25,490	2,280	1,900	1,520	760				
141人 から 150人 まで	設置	乳児	146,330	16,400	13,670	10,930	5,460	151人 から 160人 まで	設置	乳児	146,620	16,430	13,700	10,950	5,470				
		1, 2歳児	82,580	8,750	7,290	5,830	2,910			1, 2歳児	82,870	8,780	7,320	5,850	2,920				
		3歳児	34,870	3,400	2,830	2,270	1,130			3歳児	35,160	3,430	2,860	2,290	1,140				
		4歳以上児	28,500	2,640	2,200	1,760	880			4歳以上児	28,790	2,670	2,230	1,780	890				
	未設置	乳児	143,320	16,040	13,370	10,690	5,340		未設置	乳児	143,800	16,100	13,420	10,730	5,360				
		1, 2歳児	79,570	8,390	6,990	5,590	2,790			1, 2歳児	80,050	8,450	7,040	5,630	2,810				
		3歳児	31,860	3,040	2,530	2,030	1,010			3歳児	32,340	3,100	2,580	2,070	1,030				
		4歳以上児	25,490	2,280	1,900	1,520	760			4歳以上児	25,970	2,340	1,950	1,560	780				
151人 から 160人 まで	設置	乳児	146,620	16,430	13,700	10,950	5,470	161人 から 170人 まで	設置	乳児	146,080	16,370	13,640	10,910	5,450				
		1, 2歳児	82,870	8,780	7,320	5,850	2,920			1, 2歳児	82,330	8,720	7,260	5,810	2,900				
		3歳児	35,160	3,430	2,860	2,290	1,140			3歳児	34,620	3,370	2,800	2,250	1,120				
		4歳以上児	28,790	2,670	2,230	1,780	890			4歳以上児	28,250	2,610	2,170	1,740	870				
	未設置	乳児	143,800	16,100	13,420	10,730	5,360		未設置	乳児	143,430	16,050	13,380	10,700	5,340				
		1, 2歳児	80,050	8,450	7,040	5,630	2,810			1, 2歳児	79,680	8,400	7,000	5,600	2,790				
		3歳児	32,340	3,100	2,580	2,070	1,030			3歳児	31,970	3,050	2,540	2,040	1,010				
		4歳以上児	25,970	2,340	1,950	1,560	780			4歳以上児	25,600	2,290	1,910	1,530	760				

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)					
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円						円	円	円	円	円	
171人以上	設置	設置	乳児	145,590	16,310	13,590	10,870	5,430	171人以上	設置	設置	乳児	145,410	16,300	13,580	10,860	5,430		
			1,2歳児	81,840	8,660	7,210	5,770	2,880				1,2歳児	81,740	8,660	7,210	5,770	2,880		
			3歳児	34,130	3,310	2,750	2,210	1,100				3歳児	34,090	3,310	2,750	2,200	1,100		
			4歳以上児	27,760	2,550	2,120	1,700	850				4歳以上児	27,730	2,550	2,120	1,700	850		
	未設置	未設置	未設置	乳児	143,080	16,010	13,340	10,670	5,330	171人以上	未設置	未設置	乳児	142,910	16,000	13,330	10,660	5,330	
				1,2歳児	79,330	8,360	6,960	5,570	2,780				1,2歳児	79,240	8,360	6,960	5,570	2,780	
				3歳児	31,620	3,010	2,500	2,010	1,000				3歳児	31,590	3,010	2,500	2,000	1,000	
				4歳以上児	25,250	2,250	1,870	1,500	750				4歳以上児	25,230	2,250	1,870	1,500	750	
31人から40人まで	設置	設置	乳児	167,890	18,990	15,820	12,660	6,330	31人から40人まで	設置	設置	乳児	166,430	18,810	15,680	12,540	6,260		
			1,2歳児	105,780	11,540	9,610	7,690	3,840				1,2歳児	104,390	11,370	9,480	7,580	3,780		
			3歳児	59,220	6,320	5,270	4,210	2,100				3歳児	57,890	6,160	5,140	4,100	2,040		
			4歳以上児	53,010	5,580	4,650	3,720	1,860				4歳以上児	51,690	5,420	4,520	3,610	1,800		
	未設置	未設置	未設置	乳児	156,940	17,680	14,720	11,780		5,890	31人から40人まで	未設置	未設置	乳児	156,710	17,650	14,710	11,770	5,880
				1,2歳児	94,830	10,230	8,510	6,810		3,400				1,2歳児	94,670	10,210	8,510	6,810	3,400
				3歳児	48,270	5,010	4,170	3,330		1,660				3歳児	48,170	5,000	4,170	3,330	1,660
				4歳以上児	42,060	4,270	3,550	2,840		1,420				4歳以上児	41,970	4,260	3,550	2,840	1,420
41人から45人まで	設置	設置	乳児	166,630	18,840	15,690	12,560	6,280	41人から45人まで	設置	設置	乳児	166,430	18,810	15,680	12,540	6,260		
			1,2歳児	104,520	11,390	9,480	7,590	3,790				1,2歳児	104,390	11,370	9,480	7,580	3,780		
			3歳児	57,960	6,170	5,140	4,110	2,050				3歳児	57,890	6,160	5,140	4,100	2,040		
			4歳以上児	51,750	5,430	4,520	3,620	1,810				4歳以上児	51,690	5,420	4,520	3,610	1,800		
	未設置	未設置	未設置	乳児	156,890	17,670	14,720	11,780		5,890	41人から45人まで	未設置	未設置	乳児	156,710	17,650	14,710	11,770	5,880
				1,2歳児	94,780	10,220	8,510	6,810		3,400				1,2歳児	94,670	10,210	8,510	6,810	3,400
				3歳児	48,220	5,000	4,170	3,330		1,660				3歳児	48,170	5,000	4,170	3,330	1,660
				4歳以上児	42,010	4,260	3,550	2,840		1,420				4歳以上児	41,970	4,260	3,550	2,840	1,420
46人から50人まで	設置	設置	乳児	165,900	18,750	15,620	12,500	6,250	46人から50人まで	設置	設置	乳児	160,280	18,070	15,060	12,050	6,020		
			1,2歳児	103,790	11,300	9,410	7,530	3,760				1,2歳児	98,240	10,630	8,860	7,090	3,540		
			3歳児	57,230	6,080	5,070	4,050	2,020				3歳児	51,740	5,420	4,520	3,610	1,800		
			4歳以上児	51,020	5,340	4,450	3,560	1,780				4歳以上児	45,540	4,680	3,900	3,120	1,560		
	未設置	未設置	未設置	乳児	157,140	17,700	14,740	11,800		5,900	46人から50人まで	未設置	未設置	乳児	152,990	17,200	14,330	11,470	5,730
				1,2歳児	95,030	10,250	8,530	6,830		3,410				1,2歳児	90,950	9,760	8,130	6,510	3,250
				3歳児	48,470	5,030	4,190	3,350		1,670				3歳児	44,450	4,550	3,790	3,030	1,510
				4歳以上児	42,260	4,290	3,570	2,860		1,430				4歳以上児	38,250	3,810	3,170	2,540	1,270
51人から60人まで	設置	設置	乳児	160,470	18,100	15,080	12,070	6,030	51人から60人まで	設置	設置	乳児	160,280	18,070	15,060	12,050	6,020		
			1,2歳児	98,360	10,650	8,870	7,100	3,540				1,2歳児	98,240	10,630	8,860	7,090	3,540		
			3歳児	51,800	5,430	4,530	3,620	1,800				3歳児	51,740	5,420	4,520	3,610	1,800		
			4歳以上児	45,590	4,690	3,910	3,130	1,560				4歳以上児	45,540	4,680	3,900	3,120	1,560		
	未設置	未設置	未設置	乳児	153,160	17,220	14,350	11,480		5,740	51人から60人まで	未設置	未設置	乳児	152,990	17,200	14,330	11,470	5,730
				1,2歳児	91,050	9,770	8,140	6,510		3,250				1,2歳児	90,950	9,760	8,130	6,510	3,250
				3歳児	44,490	4,550	3,800	3,030		1,510				3歳児	44,450	4,550	3,790	3,030	1,510
				4歳以上児	38,280	3,810	3,180	2,540		1,270				4歳以上児	38,250	3,810	3,170	2,540	1,270

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)					
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円						円	円	円	円		
その他地域	61人から70人まで	設置	乳児	156,660	17,640	14,700	11,760	5,880	61人から90人まで	設置	乳児	151,620	17,040	14,190	11,360	5,680			
			1,2歳児	94,550	10,190	8,490	6,790	3,390			1,2歳児	89,510	9,590	7,980	6,390	3,190			
			3歳児	47,990	4,970	4,150	3,310	1,650			3歳児	42,950	4,370	3,640	2,910	1,450			
			4歳以上児	41,780	4,230	3,530	2,820	1,410			4歳以上児	36,740	3,630	3,020	2,420	1,210			
		未設置	乳児	150,400	16,890	14,070	11,260	5,630		未設置	乳児	146,750	16,450	13,710	10,970	5,480			
			1,2歳児	88,290	9,440	7,860	6,290	3,140			1,2歳児	84,640	9,000	7,500	6,000	2,990			
			3歳児	41,730	4,220	3,520	2,810	1,400			3歳児	38,080	3,780	3,160	2,520	1,250			
			4歳以上児	35,520	3,480	2,900	2,320	1,160			4歳以上児	31,870	3,040	2,540	2,030	1,010			
	71人から80人まで	設置	乳児	153,850	17,310	14,420	11,540	5,770	91人から100人まで	設置	乳児	147,290	16,520	13,760	11,010	5,500			
			1,2歳児	91,740	9,860	8,210	6,570	3,280			1,2歳児	85,180	9,070	7,550	6,040	3,010			
			3歳児	45,180	4,640	3,870	3,090	1,540			3歳児	38,620	3,850	3,210	2,560	1,270			
			4歳以上児	38,970	3,900	3,250	2,600	1,300			4歳以上児	32,410	3,110	2,590	2,070	1,030			
		未設置	乳児	148,370	16,650	13,870	11,100	5,550		未設置	乳児	142,910	15,990	13,320	10,660	5,330			
			1,2歳児	86,260	9,200	7,660	6,130	3,060			1,2歳児	80,800	8,540	7,110	5,690	2,840			
			3歳児	39,700	3,980	3,320	2,650	1,320			3歳児	34,240	3,320	2,770	2,210	1,100			
			4歳以上児	33,490	3,240	2,700	2,160	1,080			4歳以上児	28,030	2,580	2,150	1,720	860			
	81人から90人まで	設置	乳児	151,620	17,040	14,190	11,360	5,680	101人から110人まで	設置	乳児	146,100	16,380	13,640	10,920	5,460			
			1,2歳児	89,510	9,590	7,980	6,390	3,190			1,2歳児	83,990	8,930	7,430	5,950	2,970			
			3歳児	42,950	4,370	3,640	2,910	1,450			3歳児	37,430	3,710	3,090	2,470	1,230			
			4歳以上児	36,740	3,630	3,020	2,420	1,210			4歳以上児	31,220	2,970	2,470	1,980	990			
		未設置	乳児	146,750	16,450	13,710	10,970	5,480		未設置	乳児	142,110	15,900	13,240	10,600	5,300			
			1,2歳児	84,640	9,000	7,500	6,000	2,990			1,2歳児	80,000	8,450	7,030	5,630	2,810			
			3歳児	38,080	3,780	3,160	2,520	1,250			3歳児	33,440	3,230	2,690	2,150	1,070			
			4歳以上児	31,870	3,040	2,540	2,030	1,010			4歳以上児	27,230	2,490	2,070	1,660	830			
91人から100人まで	設置	乳児	147,290	16,520	13,760	11,010	5,500	その他地域	設置	乳児	151,440	17,010	14,180	11,340	5,660				
		1,2歳児	85,180	9,070	7,550	6,040	3,010			1,2歳児	89,400	9,570	7,980	6,380	3,180				
		3歳児	38,620	3,850	3,210	2,560	1,270			3歳児	42,900	4,360	3,640	2,900	1,440				
		4歳以上児	32,410	3,110	2,590	2,070	1,030			4歳以上児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200				
	未設置	乳児	142,910	15,990	13,320	10,660	5,330		未設置	乳児	146,580	16,430	13,690	10,960	5,470				
		1,2歳児	80,800	8,540	7,110	5,690	2,840			1,2歳児	84,540	8,990	7,490	6,000	2,990				
		3歳児	34,240	3,320	2,770	2,210	1,100			3歳児	38,040	3,780	3,150	2,520	1,250				
		4歳以上児	28,030	2,580	2,150	1,720	860			4歳以上児	31,840	3,040	2,530	2,030	1,010				

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円				円	円	円	円
111人から120人まで	設置	乳児	145,070	16,250	13,540	10,830	5,410	91人から120人まで	設置	乳児	144,910	16,230	13,530	10,820	5,400
		1, 2歳児	82,960	8,800	7,330	5,860	2,920		1, 2歳児	82,870	8,790	7,330	5,860	2,920	
		3歳児	36,400	3,580	2,990	2,380	1,180		3歳児	36,370	3,580	2,990	2,380	1,180	
		4歳以上児	30,190	2,840	2,370	1,890	940		4歳以上児	30,170	2,840	2,370	1,890	940	
	未設置	乳児	141,420	15,810	13,170	10,540	5,270	未設置	乳児	141,270	15,790	13,160	10,530	5,260	
		1, 2歳児	79,310	8,360	6,960	5,570	2,780		1, 2歳児	79,230	8,350	6,960	5,570	2,780	
		3歳児	32,750	3,140	2,620	2,090	1,040		3歳児	32,730	3,140	2,620	2,090	1,040	
		4歳以上児	26,540	2,400	2,000	1,600	800		4歳以上児	26,530	2,400	2,000	1,600	800	
121人から130人まで	設置	乳児	144,210	16,150	13,450	10,760	5,380		設置	乳児					
		1, 2歳児	82,100	8,700	7,240	5,790	2,890			1, 2歳児					
		3歳児	35,540	3,480	2,900	2,310	1,150			3歳児					
		4歳以上児	29,330	2,740	2,280	1,820	910			4歳以上児					
	未設置	乳児	140,830	15,740	13,110	10,490	5,240		未設置	乳児					
		1, 2歳児	78,720	8,290	6,900	5,520	2,750			1, 2歳児					
		3歳児	32,160	3,070	2,560	2,040	1,010			3歳児					
		4歳以上児	25,950	2,330	1,940	1,550	770			4歳以上児					
131人から140人まで	設置	乳児	143,490	16,060	13,380	10,710	5,350		設置	乳児					
		1, 2歳児	81,380	8,610	7,170	5,740	2,860			1, 2歳児					
		3歳児	34,820	3,390	2,830	2,260	1,120			3歳児					
		4歳以上児	28,610	2,650	2,210	1,770	880			4歳以上児					
	未設置	乳児	140,360	15,690	13,070	10,460	5,230		未設置	乳児					
		1, 2歳児	78,250	8,240	6,860	5,490	2,740			1, 2歳児					
		3歳児	31,690	3,020	2,520	2,010	1,000			3歳児					
		4歳以上児	25,480	2,280	1,900	1,520	760			4歳以上児					
141人から150人まで	設置	乳児	142,850	15,990	13,320	10,660	5,330		設置	乳児	142,680	15,960	13,300	10,640	5,310
		1, 2歳児	80,740	8,540	7,110	5,690	2,840			1, 2歳児	80,640	8,520	7,100	5,680	2,830
		3歳児	34,180	3,320	2,770	2,210	1,100			3歳児	34,140	3,310	2,760	2,200	1,090
		4歳以上児	27,970	2,580	2,150	1,720	860			4歳以上児	27,940	2,570	2,140	1,710	850
	未設置	乳児	139,930	15,640	13,020	10,420	5,210		未設置	乳児	139,770	15,610	13,010	10,410	5,200
		1, 2歳児	77,820	8,190	6,810	5,450	2,720			1, 2歳児	77,730	8,170	6,810	5,450	2,720
		3歳児	31,260	2,970	2,470	1,970	980			3歳児	31,230	2,960	2,470	1,970	980
		4歳以上児	25,050	2,230	1,850	1,480	740			4歳以上児	25,030	2,220	1,850	1,480	740
151人から160人まで	設置	乳児	143,150	16,020	13,350	10,680	5,340		設置	乳児					
		1, 2歳児	81,040	8,570	7,140	5,710	2,850			1, 2歳児					
		3歳児	34,480	3,350	2,800	2,230	1,110			3歳児					
		4歳以上児	28,270	2,610	2,180	1,740	870			4歳以上児					
	未設置	乳児	140,410	15,690	13,070	10,460	5,230		未設置	乳児					
		1, 2歳児	78,300	8,240	6,860	5,490	2,740			1, 2歳児					
		3歳児	31,740	3,020	2,520	2,010	1,000			3歳児					
		4歳以上児	25,530	2,280	1,900	1,520	760			4歳以上児					

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
	161人 から 170人 まで	設置	乳児	142,620	15,960	13,290	10,640	5,320	151人 以上	設置	乳児	141,970	15,880	13,230	10,590	5,290			
			1,2歳児	80,510	8,510	7,080	5,670	2,830			1,2歳児	79,930	8,440	7,030	5,630	2,810			
			3歳児	33,950	3,290	2,740	2,190	1,090			3歳児	33,430	3,230	2,690	2,150	1,070			
			4歳以上児	27,740	2,550	2,120	1,700	850			4歳以上児	27,230	2,490	2,070	1,660	830			
	171人 以上	未設置	乳児	140,050	15,650	13,040	10,430	5,210		未設置	乳児	139,540	15,590	12,990	10,390	5,190			
			1,2歳児	77,940	8,200	6,830	5,460	2,720			1,2歳児	77,500	8,150	6,790	5,430	2,710			
			3歳児	31,380	2,980	2,490	1,980	980			3歳児	31,000	2,940	2,450	1,950	970			
			4歳以上児	25,170	2,240	1,870	1,490	740			4歳以上児	24,800	2,200	1,830	1,460	730			
	設置	乳児	142,140	15,900	13,240	10,600	5,300		乳児	142,140	15,900	13,240	10,600	5,300					
		1,2歳児	80,030	8,450	7,030	5,630	2,810		1,2歳児	80,030	8,450	7,030	5,630	2,810					
		3歳児	33,470	3,230	2,690	2,150	1,070		3歳児	33,470	3,230	2,690	2,150	1,070					
		4歳以上児	27,260	2,490	2,070	1,660	830		4歳以上児	27,260	2,490	2,070	1,660	830					
	未設置	乳児	139,700	15,610	13,000	10,400	5,200		乳児	139,700	15,610	13,000	10,400	5,200					
		1,2歳児	77,590	8,160	6,790	5,430	2,710		1,2歳児	77,590	8,160	6,790	5,430	2,710					
		3歳児	31,030	2,940	2,450	1,950	970		3歳児	31,030	2,940	2,450	1,950	970					
		4歳以上児	24,820	2,200	1,830	1,460	730		4歳以上児	24,820	2,200	1,830	1,460	730					

改正後

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

なお、定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される予定であるので留意すること。

(1) 児童用採暖費加算

(略)

(略)

(2) 寒冷地加算

(略)

改正前

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) 児童用採暖費加算

すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。

次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

級地区分	加算額
旧5級地	1,130円
旧4級地	960円
旧3級地	590円
旧2級地	380円
その他の地域	190円

(2) 寒冷地加算

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。

改正後

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分															
			40人	41人	46人	51人	61人	71人	81人	91人	101人	111人	121人	131人	141人	151人	161人	171人
			まで	から 45人	から 50人	から 60人	から 70人	から 80人	から 90人	から 100人	から 110人	から 120人	から 130人	から 140人	から 150人	から 160人	から 170人	以上
1級地	設置	乳児	2,500	2,490	2,500	2,420	2,360	2,320	2,220	2,200	2,180	2,170	2,160	2,150	2,140	2,130	2,120	2,120
		1, 2歳児	1,490	1,480	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,110
		3歳児	680	670	680	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300	300
		4歳以上児																
	未設置	乳児	2,360	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,100	2,090	2,090	2,090
		1, 2歳児	1,350	1,350	1,370	1,310	1,270	1,240	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,090	1,080	1,080	1,080
		3歳児	540	540	560	500	460	430	330	320	310	300	290	280	280	270	270	270
		4歳以上児																
2級地	設置	乳児	2,240	2,230	2,240	2,170	2,120	2,080	1,990	1,970	1,950	1,940	1,930	1,920	1,920	1,910	1,900	1,900
		1, 2歳児	1,330	1,320	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,010	1,000	990	990
		3歳児	610	600	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	290	280	270	270
		4歳以上児																
	未設置	乳児	2,110	2,110	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,880	1,870	1,870	1,870
		1, 2歳児	1,200	1,200	1,220	1,170	1,130	1,100	1,020	1,010	1,000	990	980	970	970	960	960	960
		3歳児	480	480	500	450	410	380	300	290	280	270	260	250	250	240	240	240
		4歳以上児																
3級地	設置	乳児	2,200	2,190	2,200	2,130	2,080	2,040	1,950	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870	1,870	1,860
		1, 2歳児	1,310	1,300	1,310	1,240	1,190	1,150	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	980	970
		3歳児	600	590	600	530	480	440	350	330	320	310	300	290	280	270	270	260
		4歳以上児																
	未設置	乳児	2,070	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,880	1,870	1,860	1,860	1,850	1,850	1,840	1,840	1,830
		1, 2歳児	1,180	1,180	1,210	1,150	1,110	1,080	1,000	990	980	970	970	960	960	950	950	940
		3歳児	470	470	500	440	400	370	290	280	270	260	260	250	250	240	240	230
		4歳以上児																
4級地	設置	乳児	1,750	1,740	1,750	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,500	1,490	1,490	1,480	1,480
		1, 2歳児	1,040	1,030	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	790	780	780	770	770
		3歳児	480	470	480	420	380	350	280	260	250	240	230	230	220	220	210	210
		4歳以上児																
	未設置	乳児	1,640	1,640	1,660	1,620	1,590	1,570	1,500	1,490	1,480	1,480	1,470	1,470	1,460	1,460	1,460	1,450
		1, 2歳児	930	930	950	910	880	860	790	780	770	770	760	760	750	750	750	740
		3歳児	370	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	190	180
		4歳以上児																

改正前

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
			45人	46人	61人	91人	121人	151人
			まで	から 60人	から 90人	から 120人	から 150人	以上
1級地	設置	乳児	2,490	2,420	2,220	2,170	2,140	2,120
		1, 2歳児	1,480	1,410	1,210	1,160	1,130	1,110
		3歳児	670	600	400	350	320	300
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,360	2,320	2,150	2,120	2,100	2,090
		1, 2歳児	1,350	1,310	1,140	1,110	1,090	1,080
		3歳児	540	500	330	300	280	270
		4歳以上児						
2級地	設置	乳児	2,230	2,170	1,990	1,940	1,920	1,900
		1, 2歳児	1,320	1,260	1,080	1,030	1,010	990
		3歳児	600	540	360	310	290	270
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,110	2,080	1,930	1,900	1,880	1,870
		1, 2歳児	1,200	1,170	1,020	990	970	960
		3歳児	480	450	300	270	250	240
		4歳以上児						
3級地	設置	乳児	2,190	2,130	1,950	1,910	1,880	1,860
		1, 2歳児	1,300	1,240	1,060	1,020	990	970
		3歳児	590	530	350	310	280	260
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,070	2,040	1,890	1,860	1,850	1,830
		1, 2歳児	1,180	1,150	1,000	970	960	940
		3歳児	470	440	290	260	250	230
		4歳以上児						
4級地	設置	乳児	1,740	1,690	1,550	1,510	1,490	1,480
		1, 2歳児	1,030	980	840	800	780	770
		3歳児	470	420	280	240	220	210
		4歳以上児						
	未設置	乳児	1,640	1,620	1,500	1,480	1,460	1,450
		1, 2歳児	930	910	790	770	750	740
		3歳児	370	350	230	210	190	180
		4歳以上児						

改正後

- (3) 単身赴任手当加算
(略)
- (4) 事務用採暖費の加算
(略)
- (5) 除雪費加算
(略)
- (6) 降灰除去費加算
(略)
- (7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算
(略)
- (8) 施設機能強化推進費の加算
(略)
- (9) 保育所事務職員雇上費の加算
(略)

改正前

- (3) 単身赴任手当加算
別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。
- (4) 事務用採暖費の加算
北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。
- (5) 除雪費加算
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,650円を2月分の保育単価に加算すること。
- (6) 降灰除去費加算
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費138,700円を2月分の保育単価に加算すること。
- (7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算
別に定めるところにより、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。
- (8) 施設機能強化推進費の加算
別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。
- (9) 保育所事務職員雇上費の加算
別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	1,150	130	110	90	40
41 人～ 45 人	1,020	120	100	80	40
46 人～ 50 人	920	110	90	70	30
51 人～ 60 人	760	90	70	60	30
61 人～ 70 人	650	70	60	50	20
71 人～ 80 人	570	60	50	40	20
81 人～ 90 人	510	60	50	40	20
91 人～ 100 人	460	50	40	30	10
101 人～ 110 人	410	50	40	30	10
111 人～ 120 人	380	40	30	30	10
121 人～ 130 人	350	40	30	20	10
131 人～ 140 人	320	30	30	20	10
141 人～ 150 人	300	30	30	20	10
151 人～ 160 人	280	30	20	20	10
161 人～ 170 人	270	30	20	20	10
171 人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	6,190	740	610	490	240
41 人～ 45 人	5,510	660	550	440	220
46 人～ 50 人	4,950	590	490	390	190
51 人～ 60 人	4,130	490	410	330	160
61 人～ 70 人	3,540	420	350	280	140
71 人～ 80 人	3,100	370	310	240	120
81 人～ 90 人	2,750	330	270	220	110
91 人～ 100 人	2,480	290	240	190	90
101 人～ 110 人	2,250	270	220	180	90
111 人～ 120 人	2,060	240	200	160	80
121 人～ 130 人	1,900	220	190	150	70
131 人～ 140 人	1,770	210	170	140	70
141 人～ 150 人	1,650	190	160	130	60
151 人～ 160 人	1,550	180	150	120	60
161 人～ 170 人	1,450	170	140	110	50
171 人～	1,370	160	130	110	50

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45 人	1,020	120	100	80	40
46 人～ 60 人	760	90	70	60	30
61 人～ 90 人	510	60	50	40	20
91 人～ 120 人	380	40	30	30	10
121 人～ 150 人	300	30	30	20	10
151 人	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45 人	5,500	660	550	440	220
46 人～ 60 人	4,120	490	410	330	160
61 人～ 90 人	2,750	330	270	220	110
91 人～ 120 人	2,060	240	200	160	80
121 人～ 150 人	1,650	190	160	130	60
151 人	1,370	160	130	110	50

3 (略)

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

「保育所の設置認可等について」(平成12年月30日児発第295号 厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等及び分園を設置する保育所に適用する保育単価等については別に定めるところによること。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (略)

算式2 (略)

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数
 1～2歳児保育単価 ×その月初日の1～2歳児入所児童数
 3歳児保育単価 ×その月初日の3歳児入所児童数
 4歳以上児保育単価×その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価 ×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日)÷25日
 1～2歳児保育単価 ×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日)÷25日
 3歳児保育単価 ×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日)÷25日
 4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式3 (略)

第4 徴収金(保育料)基準額
1 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日
1～2歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日
3歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日
4歳以上児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

第4 徴収金(保育料)基準額

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額 × その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

保育所徴収金(保育料)基準額表

(略)

改正前

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円
第5階層		40,000円以上103,000円未満	44,500円
第6階層		103,000円以上413,000円未満	61,000円
第7階層		413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)
			27,000円 (保育単価限度)
			41,500円 (保育単価限度)
			58,000円 (保育単価限度)
			77,000円 (保育単価限度)

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

(1) 「母子世帯等」 … 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

改正後

(3) (略)

(略)

4 (略)

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	(略)
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	(略)
ウ (略)	0円

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

改正前

(3)「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難いときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。